

事 務 連 絡

平成26年6月11日

関 係 各 位

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室社会参加支援係

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する  
基準に係る完成用部品の指定について」の訂正について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたところですが、記載内容に誤りがあり、別添のとおり都道府県、政令指定都市及び中核市宛に訂正の通知をしましたのでお知らせいたします。

なお、補装具関係通知については、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、貴会会員等をはじめ関係者への周知をお願い申し上げます。

記

【掲載場所】

「行政分野ごとの情報」から「障害者福祉」の中の「福祉用具」を選択  
(URL) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/yogu/index.html>

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室 社会参加支援係  
TEL:03(5253)1111 内線 3006、3073  
FAX:03(3503)1237

